

# 障害者の地域生活支援について

社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
内山 博之

# 目 次

I	障害福祉施策の経緯等について . . . . .	3
II	平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について . . . . .	10
III	障害者総合支援法施行3年後の見直し等について . . . . .	18
IV	地域での生活支援について . . . . .	20
V	障害者の文化芸術活動について . . . . .	28

# I 障害福祉施策の経緯等について

# 近年の障害福祉サービス等の経緯

平成15年度	○支援費制度の施行（利用者がサービスを選択できる仕組み）	
平成18年度	○障害者自立支援法施行（3障害共通のサービス、地域生活、就労を支援）	
平成21年報酬改定	○良質な人材の確保（人材確保に積極的に取り組む事業所の評価（特定事業所加算等の創設）） ○事業者の経営基盤の安定（児童デイなど収支差率がマイナスの事業について基本報酬単価の見直し） ○サービスの質の向上（医療機関との連携による看護の提供、重複障害など障害特性への配慮） ○新体系への移行促進	改定率 5.1%
平成24年報酬改定	○福祉・介護職員の処遇改善の確保（基金事業から処遇改善加算の創設） ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ・夜間支援の強化、家族のレスパイトのためのサービスの拡充等 ・相談支援や障害児支援について適切な報酬設定（H24.4施行分）	2.0%
平成24年4月	○障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法施行（相談支援の充実、障害児支援の強化 等）	
平成25年4月	○障害者総合支援法施行（地域社会における共生の実現、難病等をサービスの対象に）	
平成26年報酬改定	○消費税対応（基本報酬+加算）	0.69%
平成27年報酬改定	○福祉・介護職員の処遇改善（処遇改善加算の更なる上乗せ評価を行うための新たな区分を創設） ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ・施設・病院からの地域移行支援、計画相談支援、生活の場としてのグループホーム等の充実 等	0%
平成28年5月	○障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正法成立 ・自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・障害者の高齢化・重度化への対応 等	
平成29年報酬改定	○福祉・介護職員の処遇改善（処遇改善加算の更なる上乗せ評価を行うための新たな区分を創設）	1.09%
平成30年報酬改定	○障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援 ・日中サービス支援型グループホームの創設による重度化・高齢化への対応 ・福祉型強化短期入所の創設による医療的ケアの提供 ○医療的ケア児への対応等 ・医療的ケア児者に対する支援のための看護職員の配置を評価 ・障害児の状態像やサービス提供時間等に応じた基本報酬の設定 ○精神障害者の地域移行の推進 ○就労系サービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進 ・職場定着率や労働時間、工賃実績に応じた基本報酬の設定 ○障害福祉サービスの持続可能性の確保	0.47%
平成30年4月	改正障害者総合支援法施行・報酬改定	

# 障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
訪問系	介護給付	居宅介護 <span>者</span> <span>児</span>	178,796	19,946
		重度訪問介護 <span>者</span>	11,216	7,441
		同行援護 <span>者</span> <span>児</span>	25,830	5,890
		行動援護 <span>者</span> <span>児</span>	10,930	1,684
		重度障害者等包括支援 <span>者</span> <span>児</span>	37	9
日中活動系	介護給付	短期入所 <span>者</span> <span>児</span>	56,534	4,803
		療養介護 <span>者</span>	20,521	251
		生活介護 <span>者</span>	282,421	10,344
施設系		施設入所支援 <span>者</span>	129,239	2,581
居住支援系	訓練等給付	<b>新規</b> 自立生活援助 <span>者</span>	328	83
		共同生活援助 <span>者</span>	119,474	8,117
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練（機能訓練） <span>者</span>	2,470	185
		自立訓練（生活訓練） <span>者</span>	12,310	1,167
		就労移行支援 <span>者</span>	34,211	3,303
		就労継続支援（A型） <span>者</span>	69,448	3,775
		就労継続支援（B型） <span>者</span>	250,966	12,166
		<b>新規</b> 就労定着支援 <span>者</span>	3,495	561

(注) 1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、平成30年10月サービス提供分（国保連データ）

# 障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

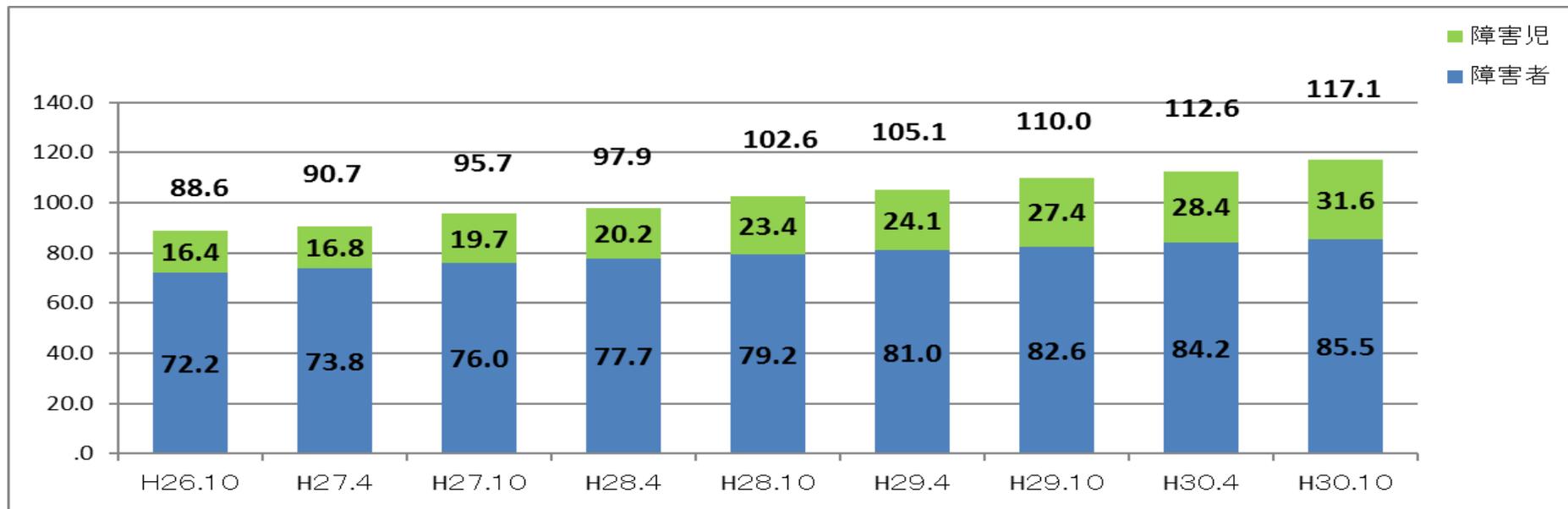
		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	<b>児童発達支援</b> <span style="color:blue">児</span> 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	106,034	6,201
		<b>医療型児童発達支援</b> <span style="color:blue">児</span> 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	2,207	95
		<b>放課後等デイサービス</b> <span style="color:blue">児</span> 授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	203,398	12,930
障害児訪問系	障害児支援に係る給付	<b>新規</b> <b>居宅訪問型児童発達支援</b> <span style="color:blue">児</span> 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	30	18
		<b>保育所等訪問支援</b> <span style="color:blue">児</span> 保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	5,399	699
障害児入所系	障害児支援に係る給付	<b>福祉型障害児入所施設</b> <span style="color:blue">児</span> 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,561	186
		<b>医療型障害児入所施設</b> <span style="color:blue">児</span> 施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,997	186
相談支援系	相談支援に係る給付	<b>計画相談支援</b> <span style="color:red">者</span> <span style="color:blue">児</span> 【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	145,203	8,056
		<b>障害児相談支援</b> <span style="color:blue">児</span> 【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	44,576	4,433
		<b>地域移行支援</b> <span style="color:red">者</span> 住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	649	335
		<b>地域定着支援</b> <span style="color:red">者</span> 常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	3,184	520

※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない） ※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注） 1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、平成30年10月サービス提供分（国保連データ）

## 利用者数の推移(6ヶ月毎の利用者数推移)(障害福祉サービスと障害児サービス)

(単位:万人)



○平成29年10月→平成30年10月の伸び率(年率)..... 6.4%

このうち

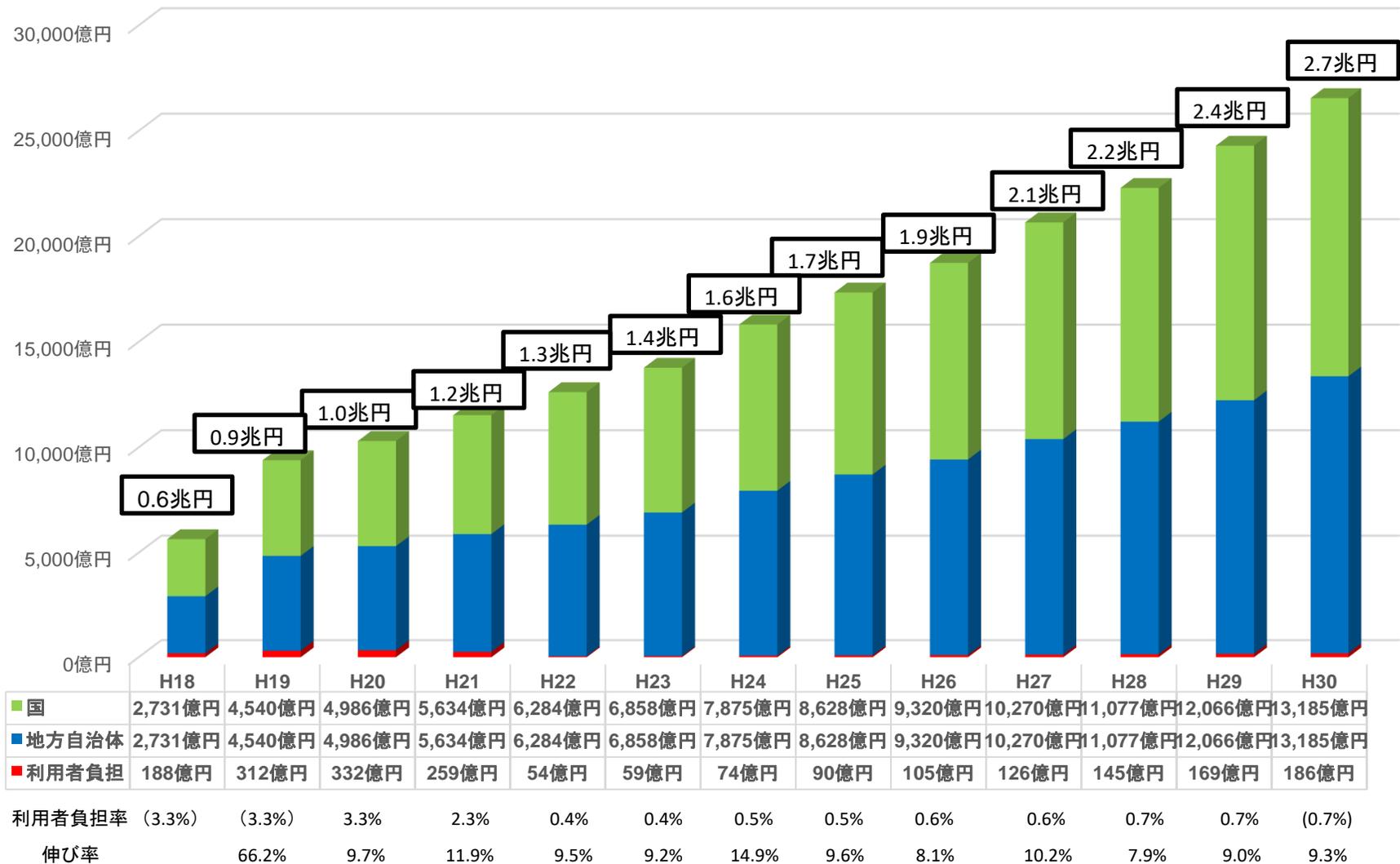
身体障害者の伸び率.....	1.3%
知的障害者の伸び率.....	3.1%
精神障害者の伸び率.....	7.2%
障害児の伸び率.....	14.1%

(30年10月の利用者数)

身体障害者.....	21.9万人
知的障害者.....	39.7万人
精神障害者.....	22.2万人
難病等対象者.....	0.3万人 (2,941人)
障害児.....	33.0万人 (※)

(※障害福祉サービスを利用する障害児を含む)

# 障害福祉サービス等に関する公費負担及び利用者負担



※国及び地方自治体の負担額：障害者自立支援給付費負担金（実績額。H30は当初予算額）。  
 ※負担割合は、国：都道府県：市町村 = 2：1：1  
 ※利用者負担額：国保連データ（H20-29）及び障害者自立支援給付費負担金を元に障害福祉課推計。  
 ※利用者負担率：国保連データ（H20-29）。H18・H19はH20の負担率、H30はH29の負担率で仮置き。

# 過去10年間の医療、介護、障害の総費用額・伸び率の推移

	医療		介護		障害	
	総費用額	伸び率 (対前年度)	総費用額	伸び率 (対前年度)	総費用額	伸び率 (対前年度)
平成18年度	33.1兆円	0.0%	6.4兆円	0.0%	0.6兆円	—
平成19年度	34.1兆円	3.0%	6.7兆円	4.9%	0.9兆円	(66.2%)※
平成20年度	34.8兆円	2.0%	6.9兆円	4.2%	1.0兆円	9.7%
平成21年度	36.0兆円	3.4%	7.4兆円	6.9%	1.2兆円	11.9%
平成22年度	37.4兆円	3.9%	7.8兆円	5.2%	1.3兆円	9.5%
平成23年度	38.6兆円	3.1%	8.2兆円	5.2%	1.6兆円	9.2%
平成24年度	39.2兆円	1.6%	8.8兆円	6.5%	1.7兆円	14.9%
平成25年度	40.1兆円	2.2%	9.2兆円	4.8%	1.8兆円	9.6%
平成26年度	40.8兆円	1.9%	9.6兆円	4.4%	1.9兆円	8.1%
平成27年度	42.4兆円	3.8%	10.1兆円	5.6%	2.1兆円	10.2%
平均伸び率	—	2.8%	—	5.3%	—	10.4%
10年間の伸び率		128.1%		157.8%		233.3%

※障害の平成19年度の伸び率は、法施行(18年10月1日)後の平年度課によるもの。平均伸び率、10年間の伸び率の算定から除外している。

(出典)

- ・ 医療：医療費の動向
- ・ 介護：介護給付費総費用額実績 ※平成27年度は当初予算額
- ・ 障害：国保連データ及び障害者自立支援給付費負担金を基に障害福祉課において推計

## Ⅱ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定 について

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

## 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの**新たな類型を創設**
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「自立生活援助」の報酬を設定**
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

## 医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、**看護職員の配置を評価する加算を創設**
2. 障害児の通所サービスについて、**利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価**を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定**

## 精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、**グループホームでの受入れに係る加算を創設**
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

## 就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進

1. **一般就労への定着実績等に応じた報酬体系とする**
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「就労定着支援」の報酬を設定**

## 障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

# 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たなタイプの創設（日中サービス支援型）

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。

- 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）

- ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）

- ※ 世話人の配置が3:1の場合

(1) 区分6	1,098単位
：	：

- ※ このほか、看護職員を常勤換算で1名以上配置した場合の加算を創設（看護職員配置加算 70単位/日）



2～10人

2～10人

+

短期入所1～5人

- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たなタイプのグループホーム。

- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

# 「自立生活援助」の報酬の設定【新サービス】

- 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。

## 対象者

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 等

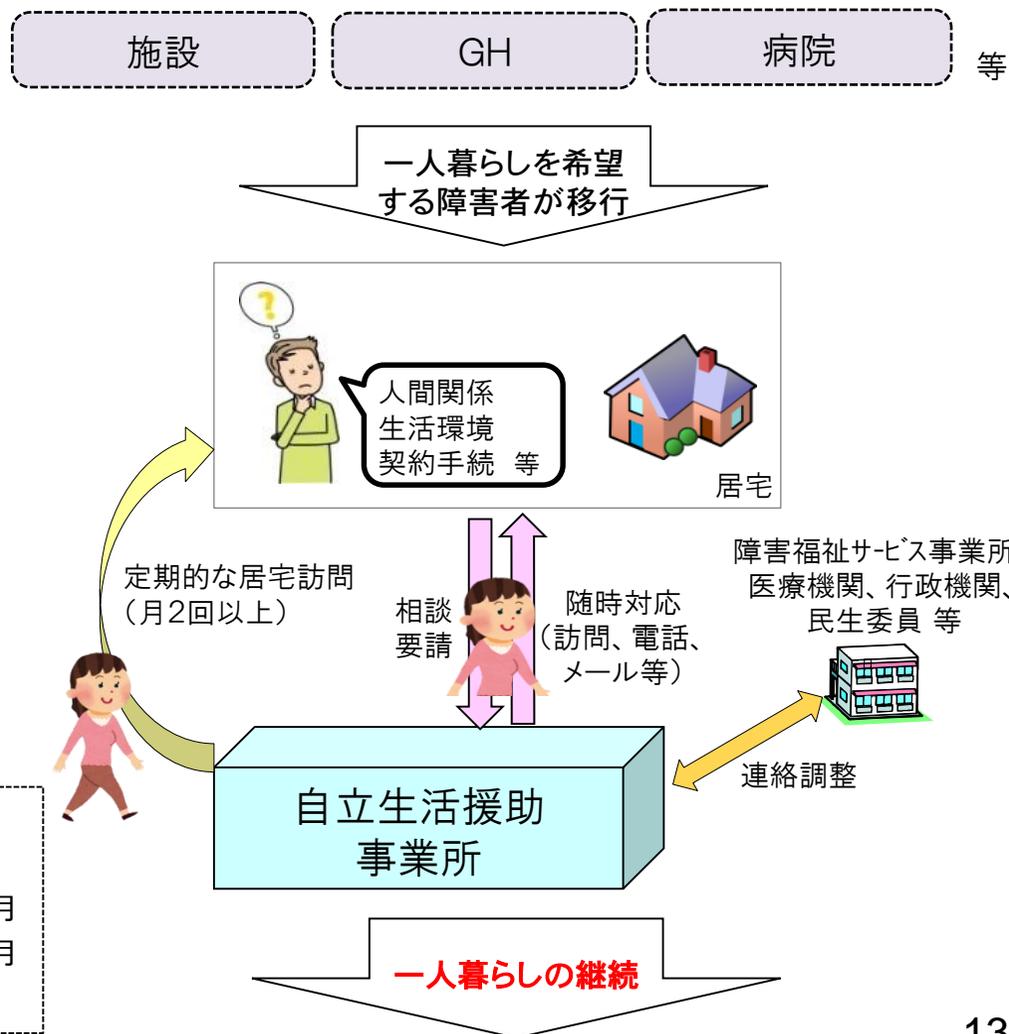
## 支援内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
  - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
  - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
  - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
  - ・ 地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

## 基本報酬

自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※

- ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位/月
  - ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位/月
- ※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定



# 地域生活支援拠点等の機能強化

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況      42市町村、11圏域  
平成29年度末までに整備予定      117市町村、43圏域  
(全国：1,718市町村、352 圏域)

## 【相談機能の強化】

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。
  - ・ 地域生活支援拠点等相談強化加算      700単位/回（月4回を限度）等

## 【緊急時の受入れ・対応の機能の強化】

- 緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
  - ・ 緊急短期入所受入加算（I）      120単位/日 → 180単位/日（利用開始日から7日間を限度）等

## 【体験の機会・場の機能の強化】

- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
  - ・ 体験利用支援加算      300単位/日 → 500単位/日（初日から5日目まで）  
+ 50単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合      等

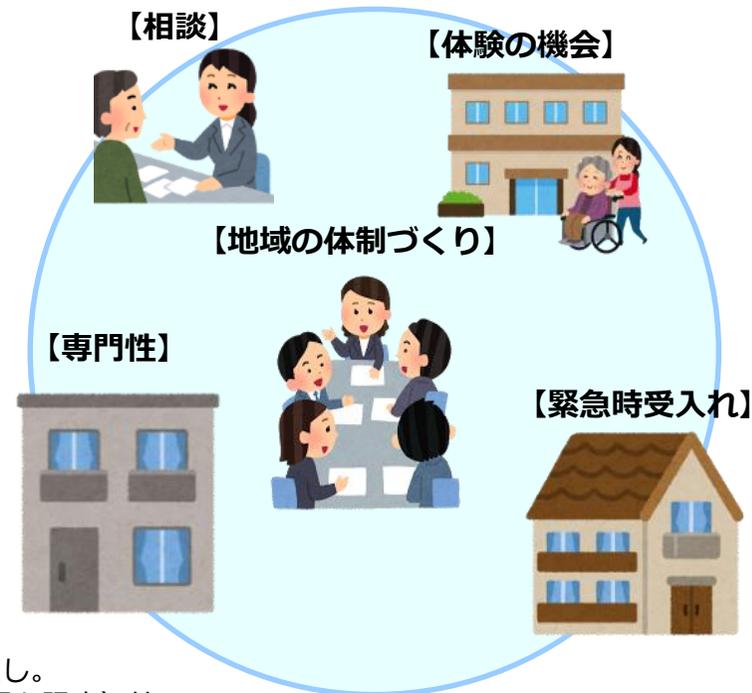
## 【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

- 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
  - ・ 重度障害者支援加算      強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置      7単位/日（体制加算）      等

## 【地域の体制づくりの機能の強化】

- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
  - ・ 地域体制強化共同支援加算      2,000単位/月（月1回限度）

## 地域生活支援拠点等



# 共生型サービスの基準・報酬の設定

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

## ○介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）

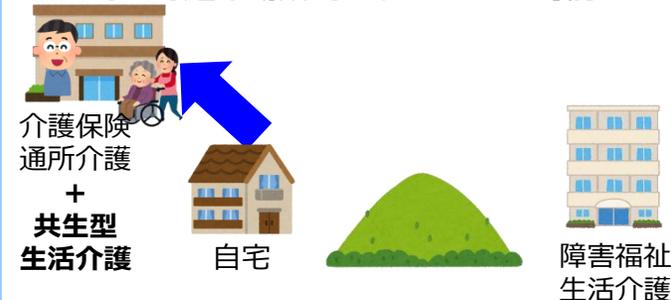
### 見直し前

山間地域など近くに事業所がない場合、遠方の事業所までの通所が必要。



### 見直し後

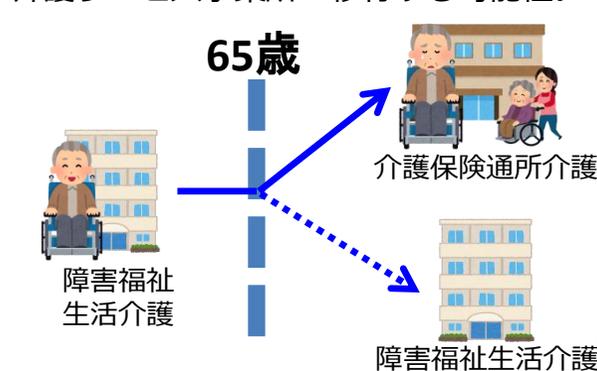
近隣の通所介護事業所が共生型生活介護になることで、身近な場所でのサービスが可能に。



## ○障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）

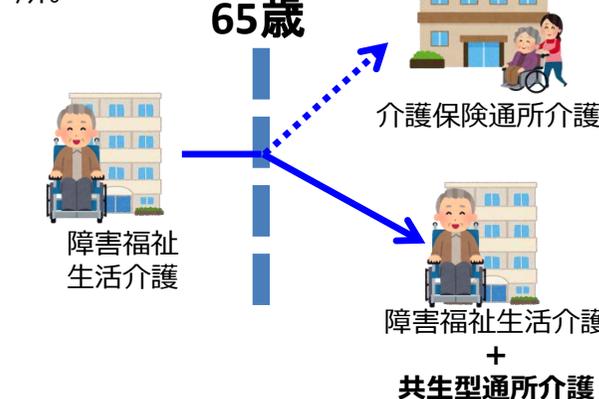
### 見直し前

65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。



### 見直し後

なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引き続き通所。



### 【障害福祉サービス等報酬の例】

- 介護保険の通所介護事業所が、障害者への生活介護を行う場合 694単位
- 共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域交流の場の提供等の実施を評価。

### 【例】

- ・ サービス管理責任者配置等加算（新設）  
58単位
- ・ 共生型サービス体制強化加算（新設）
  - ① 児童発達支援管理責任者を配置  
103単位
  - ② 保育士又は児童指導員を配置  
78単位

# 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価①

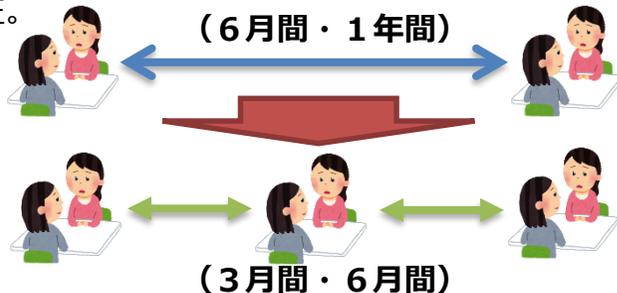
- 計画相談支援・障害児相談支援の利用プロセスは下図のとおりとなっているが、
  - ①一律的に標準期間に沿ったモニタリング期間を定めている市町村が多いこと（6ヶ月に1度が5割超）、
  - ②相談支援専門員1人当たりの支援件数に大きなバラツキがあること（担当件数の1月平均は13.5件。50件以上担当している者も存在）、
  - ③事業所の質の評価として特定事業所加算が存在するが、個々の支援に着目した加算は存在しないことが課題となっていることから、これらに着目した見直しを行う。

## 【利用プロセスのイメージ】



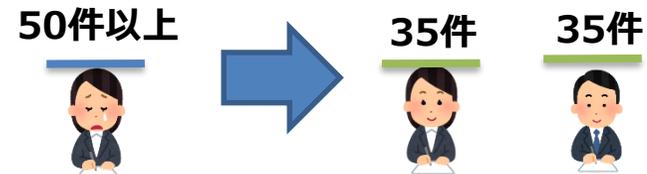
### ①モニタリング実施標準期間の見直し

- 支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。  
※見直し後の期間適用には経過措置を実施
- サービス事業者から利用状況について情報提供。
- 市町村によるモニタリング結果の抽出と内容検証。



### ②相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定

- サービスの質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が担当する一月の標準担当件数（35件）を設定。
- 標準件数を一定程度超過（40件以上）する場合の基本報酬の逡減制を導入。



# 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価②

## ③ 特定事業所加算の拡充

※相談支援専門員等の手厚い配置等を評価する加算

- 支援の質の向上と効率化を図るために特定事業所加算を拡充。
  - ・ より充実した支援体制を要件とした区分を創設。
  - ・ 事業者が段階的な体制整備を図れるよう、現行の要件を緩和した区分を一定期間（3カ年）に限り設ける。

【加算Ⅰ・Ⅱ】

400・500単位／月



- 常勤かつ専従の相談支援専門員 4 名以上
- 1 名は主任相談支援専門員（加算Ⅰ）
- 1 名は現任研修修了者（加算Ⅱ）
- 2 4 時間連絡体制の確保 等

【加算Ⅲ】

300単位／月



- 常勤かつ専従の相談支援専門員 3 名以上
- 1 名は現任研修修了者
- 2 4 時間連絡体制の確保 等

【加算Ⅳ】

150単位／月



- 常勤かつ専従の相談支援専門員 2 名以上
- 1 名は現任研修修了者
- 2 4 時間連絡体制は不要 等



## ④ 高い質と専門性を評価する加算の創設

- 質の高い支援を実施した場合に、支援の専門性と業務負担を評価。

- 初回加算（計画相談支援に今回創設） 300単位／月
- 退院・退所加算 200単位／回
  - ・ 退院・退所後の地域生活への移行に向けた医療機関等との連携を評価
- 居宅介護支援事業所等連携加算（計画相談支援のみ） 100単位／月
  - ・ 利用者が介護保険サービスの利用へ移行する場合に、居宅介護支援事業所等に対し、居宅サービス計画等の作成に協力 等

- 専門性の高い支援を実施できる体制を整備し、公表している場合に評価。

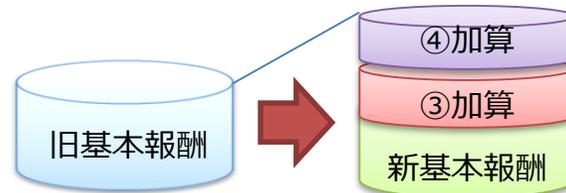
- 行動障害支援体制加算 35単位／月
  - ・ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を配置
- 要医療児者支援体制加算 35単位／月
  - ・ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を配置
- 精神障害者支援体制加算 35単位／月
  - ・ 地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等を修了した相談支援専門員を配置

## ⑤ 計画相談支援の基本報酬の見直し

- ①～④の見直しを踏まえ、一定程度適正化

- ※ 障害児相談支援は見直しを行わない
- ※ 新単価の適用には経過措置を実施

- ・ サービス利用支援費 1,611単位／月 → 1,458単位／月
- ・ 継続サービス利用支援費 1,310単位／月 → 1,207単位／月



### Ⅲ 障害者総合支援法施行3年後 の見直し等について

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）（平成28年5月25日成立）

## 趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

## 概要

### 1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

### 2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

### 3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

## 施行期日

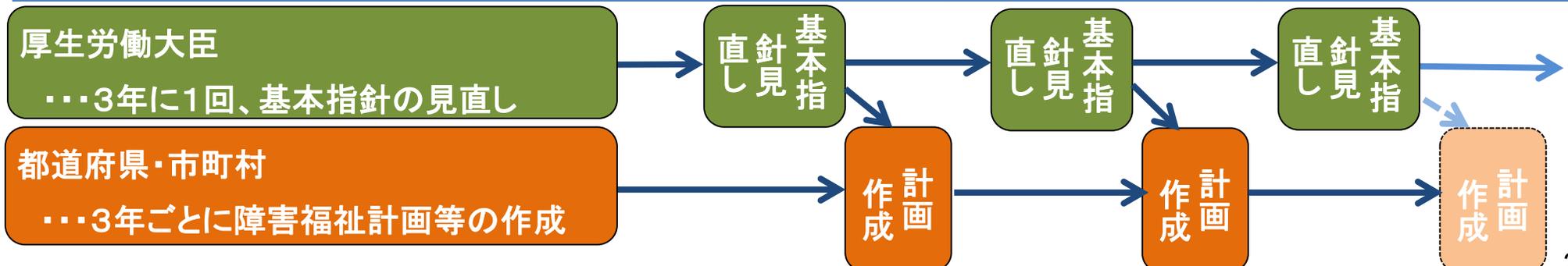
平成30年4月1日(2.(3)については公布の日)

## IV 地域での生活支援について

# 障害福祉計画等と基本指針

- 基本指針(厚生労働大臣)では、障害福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、都道府県・市町村は3年ごとに障害福祉計画を作成している。平成30年度からは、障害児福祉計画についても同様に作成することになっている。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
	第1期 障害福祉計画 18年度～20年度		第2期 障害福祉計画 21年度～23年度		第3期 障害福祉計画 24年度～26年度		第4期 障害福祉計画 27年度～29年度		第5期 障害福祉計画 第1期 障害児福祉計画 30年度～32年度
	平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定		第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成		つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成		障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成		障害者総合支援法・児童福祉法の改正等を踏まえ、平成32年度を目標として、第5期障害福祉計画等を作成



# 施設入所者の地域生活移行者数に関する目標について

## 施設入所者の地域生活移行者数に関する現状

- 平成25年度末の施設入所者を母数とした地域生活移行者の割合は、平成27年度末時点で3.3%であり、引き続き、現状の水準で推移した場合、平成29年度末の目標値である12%を下回る状況。
- また、直近3カ年(平成25年～平成27年)の地域移行生活移行者の水準を踏まえると、平成28年度末の施設入所者数を母数とした地域生活移行者の割合は、平成32年度末までに8.4%となる見込み。

## 成果目標(案)

- 施設入所者の重度化・高齢化により、入所施設からの退所は入院・死亡を理由とする割合が年々高まっており、自宅やグループホームなどへの地域生活移行者数は、上記の現状の通り減少傾向にある。
- 一方で、障害者の重度化・高齢化に対応するための、グループホームなどの障害福祉サービスの機能強化や地域生活支援拠点等の整備にかかる取組を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、成果目標を以下のように設定してはどうか。

## 【成果目標(案)】

平成32年度末時点で、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの移行実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	10% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	30% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	12% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	9% (平成28年度末～ 32年度末(4年間))
都道府県 障害福祉計画	14.5% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	25.2% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	12.0% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	—

平成21～23年度は10月1日数値、24年度～27年度は3月末数値。28年度以降(括弧書き)は推計。(出典:施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

# 施設入所者数の削減に関する目標について

## 施設入所者数の削減に関する現状について

- 平成25年度末の施設入所者数を母数とした施設入所者数の削減の割合は、平成27年度末時点で0.6%であり、引き続き、現状の水準で推移した場合、平成29年度末の目標値である4%を下回る状況。
- また、直近3カ年(平成25年～平成27年)の施設入所者数削減の状況を踏まえると、平成28年度末の施設入所者数を母数とした削減の割合は平成32年度末までに1.2%となる見込み。

## 成果目標(案)

- 施設入所者の現状をみると、障害支援区分5以下の利用者は減少または横ばいである一方、区分6の利用者が増加しており、全体として施設入所者の重度化が進んでいる。また、65歳以上の利用者の割合が増加しているなど、高齢化も進みつつある。
- このような状況を踏まえると、障害支援区分が比較的軽度で地域生活への移行が可能な者については、グループホーム等の地域生活への移行を促しつつ、この間の削減実績の推移を踏まえた目標設定とすべきではないか。
- 一方で、重度化に対応したグループホームの新たな類型の創設や、市町村等における地域生活支援拠点等の整備にかかる取組を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、成果目標を以下のように設定してはどうか。

## 【成果目標(案)】

平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	▲7% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	▲10% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	▲4% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	▲2% (平成28年度末～ 32年度末(4年間))
都道府県 障害福祉計画	▲8.4% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	▲15.4% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	▲3.8% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	—

・平成17年度、平成20～23年度は10月1日数値。24年度～27年度は3月末数値。28年度以降(括弧書き)は推計。

(出典：国保連データ、社会福祉施設等調査、施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

# 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組について

## 地域生活支援拠点等の整備に関する基本的考え方等

- 地域には、障害児を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところであるが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要。
- 地域生活支援拠点等については、第4期障害福祉計画の基本指針において、成果目標として、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本。
- この間、各市町村等における拠点等の整備の取組を進めるため、「地域生活支援拠点等の整備推進モデル事業」を実施し、その報告書を全ての自治体に周知するとともに、モデル事業の成果を踏まえた、地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等を通知。また、全国担当者会議を開催し、モデル事業実施自治体の事例発表、意見交換等を実施。
- 本年9月時点における拠点等の整備状況をみると、整備済が20市町村、2圏域。

## 成果目標等(案)

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、現在、地域生活支援拠点等の整備が必ずしも進んでいない状況に鑑み、まずは現行の成果目標を維持することとしてはどうか。
- その上で、平成30年度以降の更なる整備促進を図るため、今後、以下のような取組を実施することとしてはどうか。
  - 基本指針(第三 障害福祉計画の作成に関する事項)を見直し、以下のような視点を盛り込む。
    - ① 各地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき地域生活支援拠点等の整備方針を検討するため、協議会(障害者総合支援法第89条の3に規定する協議会をいう。)等を十分に活用すること。
    - ② 整備方針を踏まえ、地域生活支援拠点等を障害児者の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、運営する上での課題を共有し、関係者への研修を行い、拠点等に関与する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化すること。
    - ③ 整備方針や必要な機能が各地域の実情に適しているか、あるいは課題に対応できるかについて、中長期的に必要な機能を見直し、強化を図るため、十分に検討・検証すること。
  - 地域生活支援拠点等の意義の徹底や、運営方法等について記載した通知を改めて発出。
  - 地域生活支援拠点等の整備の状況を踏まえた好事例(優良事例)集の作成、周知。

**【成果目標(案)】** 平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

# 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

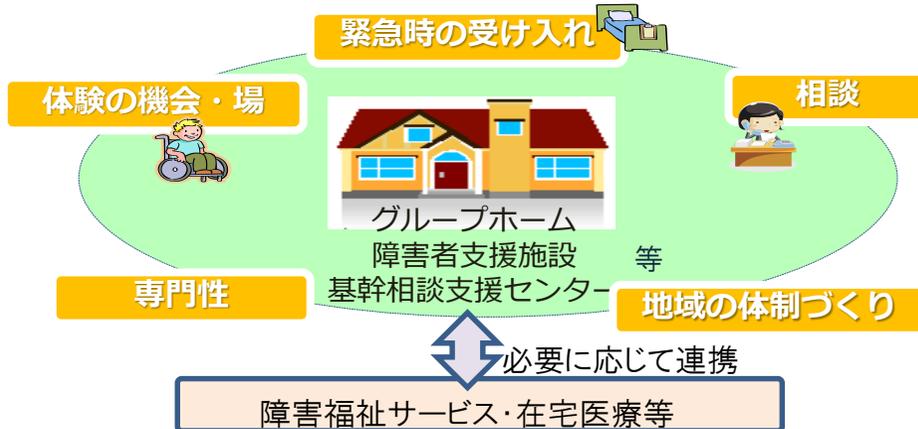
## ●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

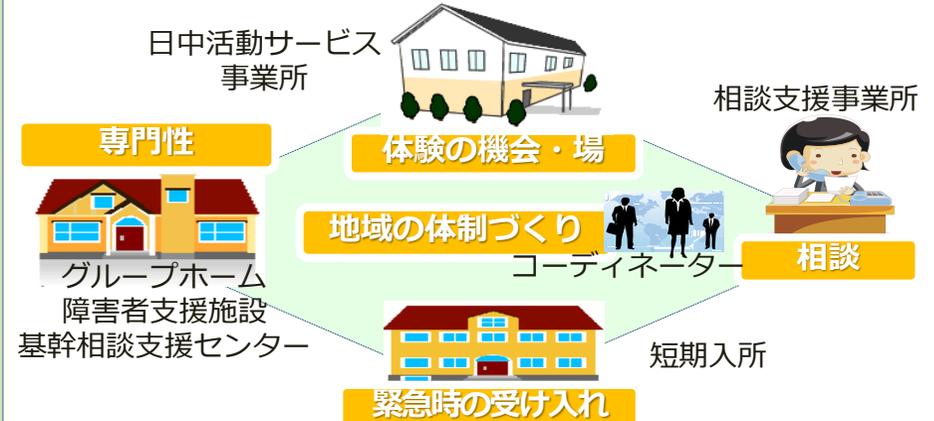
市町村(圏域)

- ① 支援者の協力体制の確保・連携 ② 拠点等における課題等の把握・活用 ③ 必要な機能の実施状況の把握

多機能拠点整備型



面的整備型



バックアップ

都道府県

- ・ 整備、運営に関する研修会等の開催
- ・ 管内市町村の好事例(優良事例)の紹介
- ・ 現状や課題等を把握、共有

# 地域生活支援拠点等の整備促進について（通知）【骨子】

平成29年7月7日

## 趣旨

- 地域生活支援拠点等の整備促進を図るため、目的、必要な機能等、市町村・都道府県の責務と役割を周知・徹底する。

## 整備の目的

- 障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、重度障害にも対応できる専門性を有し、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図る。

## 必要な機能等

- 5つの機能を集約して、「多機能拠点整備型」、「面的整備型」等、地域の実情に応じた整備を行う。
  - ① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応
  - ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成
  - ⑤ 地域の体制づくり
- ※ 地域の実情を踏まえ、必要な機能やその機能の内容の充足の程度については、市町村が判断する。
- ※ 緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。
- ※ 地域の実情に応じた機能の付加も可能。

## 運営上の留意点

- 個別事例を積み重ね、地域の共通課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要である。
- 必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的には必要な時に、運営に必要な機能の実施状況を把握しなければならない。

## 市町村・都道府県の責務と役割

### 【整備に向けた取組】

- 地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備を進める必要がある。
- 拠点等の整備については、必要な機能等の実効性の担保等により市町村が総合的に判断する。（拠点等の整備時期を明確にしておくことが必要）

### 【必要な機能の充実・強化】

- 地域の課題や目標を共有しながら、相互に連携する効果的な取組を推進していくこと。
- 効果的な運営の継続
  - ・ 市町村の定期的な評価
  - ・ 拠点等の取組情報の公表（普及・啓発）

### 【都道府県の役割】

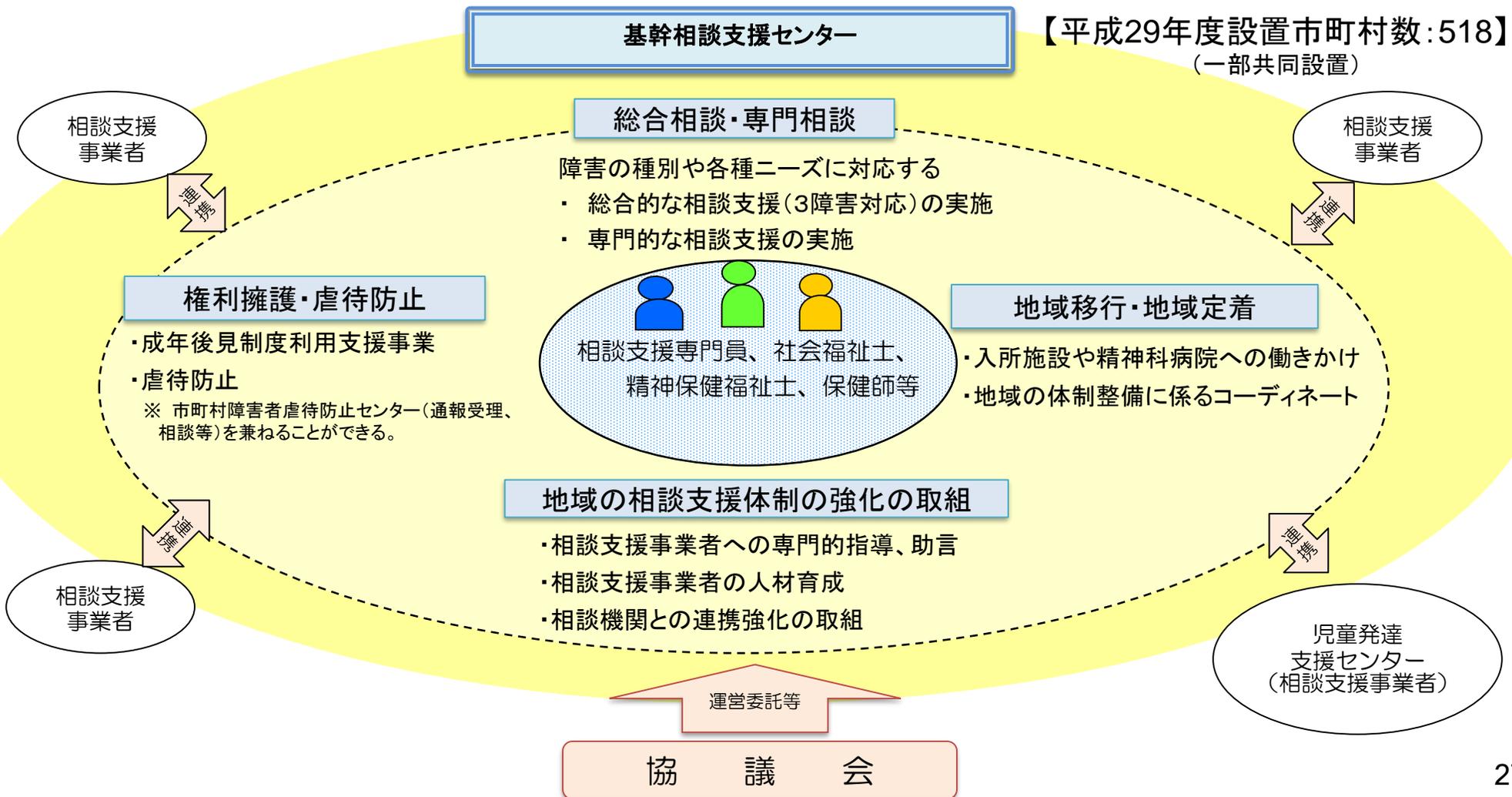
- 都道府県は、拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例（優良事例）の紹介、また、現状や課題等を把握し、共有するなど後方的かつ継続的な支援を図る。

# 基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



# V 障害者の文化芸術活動について

# 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(概要)

## 法の背景・目的(1条)

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらす

### 文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を  
総合的かつ計画的に推進

→ 障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

## 基本理念(3条)

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
  - ・ 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
  - ・ 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

## 国および地方公共団体の責務(4条、5条)

- 国は基本理念に則り、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する(4条)
- 地方公共団体は基本理念に則り、障害者による文化技術活動の推進に関し、国と連携を図り、自主的かつ主体的に地域特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する(5条)

## 基本的施策

- ① 文化芸術の鑑賞の機会の拡大(9条)
  - ・ 字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進
  - ・ 施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進 など
- ② 文化芸術の創造の機会の拡大(10条)
  - ・ 社会福祉施設、学校等で必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境整備 など
- ③ 文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条)
  - ・ 公共施設における発表のための催しの開催推進
  - ・ 芸術上価値が高い作品等の海外発信 など
- ④ 芸術上価値が高い作品等の評価等(12条)
  - ・ 作品等の発掘・専門的な評価を行う環境の整備
  - ・ 保存場所の確保 など
- ⑤ 権利保護の推進(13条)
  - ・ 著作権等の制度に関する普及啓発
  - ・ 著作権保護等に関するガイドラインの公表
  - ・ 契約締結時の障害者への支援の充実 など
- ⑥ 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条)
  - ・ 企画、対価の授受等に関する事業者との連絡 調整を支援する体制の整備 など
- ⑦ 文化芸術活動を通じた交流の促進(15条)
  - ・ 小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援
  - ・ 特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供
  - ・ 国際的な催しへの参加促進 など
- ⑧ 相談体制の整備等(16条)
  - ・ 文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備 など
- ⑨ 人材の育成等(17条)
  - ・ ①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑧の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進 など
- ⑩ 情報の収集等(18条)
  - ・ 国内外の取組に関する情報収集・整理・提供 など
- ⑪ 関係者(国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等)の連携協力(19条)

※ ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(7条)、地方公共団体は計画策定の努力義務(8条)

【推進体制】 文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」を設置  
→ 連絡調整に際して意見を聴く学識経験者の会議を設置

【財政措置等】 政府に対し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置の実施を義務付け

# 「障害者文化芸術活動推進基本計画（案）」の概要

## 本計画の位置付け

- 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」（以下「障害者文化芸術推進法」という。）第7条に基づき、障害者基本法及び文化芸術基本法の理念や方針を踏まえ策定
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとする

## 障害者による文化芸術活動推進に当たっての意義と課題

障害者による文化芸術活動の推進は、現在生じている文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するためのものであり、文化芸術活動全般の推進や向上に貢献し、我が国に新しい価値の提案をもたらすと同時に、共生社会の実現に寄与する

## 基本的な方針

- 障害者文化芸術推進法の定める3つの基本理念を基本的な視点とし、具体的な施策に取り組む

### 視点1) 障害者による文化芸術活動の幅広い促進

芸術家を目指す人から日常の楽しみとして行う人まで、いかなる障害者でも、地域の様々な場で幼少期から生涯にわたり、多様な文化芸術活動に全国津々浦々で参加できることが重要

### 視点2) 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化

新たな価値観や文化創造に寄与する作品・活動も多く生まれており、文化芸術が有する多様な価値を幅広く考慮し、その評価のあり方を固定せずに議論を続けていくことが重要

### 視点3) 地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

地域の様々な領域で、多様な主体が円滑に活動できる環境や関係者の連携体制を整備し、地域に新たな活力を生み出し、障害への理解を深め、誰もがお互いを尊重し合う豊かな地域社会を構築することが重要

## 施策の方向性

- 障害者基本計画及び文化芸術推進基本計画の計画期間を踏まえ、平成31～34年度を対象期間とする

### (1) 鑑賞の機会の拡大

- ・ 障害特性に応じた利用しやすい環境整備の推進
- ・ 適切な対応ができる人材の育成
- ・ 地域における鑑賞機会の創出 等

### (2) 創造の機会の拡大

- ・ 創造活動の場の創出・確保
- ・ 多様な創造活動の場における環境・内容の充実
- ・ 創造活動の場と障害者をつなぐ人材の育成 等

### (3) 作品等の発表の機会の確保

- ・ 発表の場の創出・充実
- ・ 海外への発信 等

### (4) 芸術上価値が高い作品等の評価等

- ・ 作品や活動等の情報収集・発信と環境整備
- ・ 作品や活動に対する保存等の取組 等

### (5) 権利保護の推進

- ・ 作品等に関わる様々な諸権利の普及啓発
- ・ 自らの意思表示に困難を伴う障害者への配慮
- ・ 研修、相談などの環境整備等 等

### (6) 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援

- ・ 企業等における環境整備や販路開拓の促進
- ・ 地域における相談支援体制の促進 等

### (7) 文化芸術活動を通じた交流の促進

- ・ 地域、国内外など幅広い交流の促進
- ・ 文化、福祉、教育等の各分野の連携・交流 等

### (8) 相談体制の整備等

- ・ 地域における相談や支援体制の全国的な整備 等

### (9) 人材の育成等

- ・ 障害者による文化活動を理解し支援等を行うための人材の育成・教育 等

### (10) 情報の収集等

- ・ 障害者による文化芸術活動の調査研究
- ・ 国内外における情報収集・発信の促進 等

### (11) 関係者の連携協力

- ・ 身近な地域におけるネットワークの整備
- ・ 各地域を結んだ広域的な連携の推進 等

障害者芸術文化活動  
普及支援事業

- 文化プログラム等において、障害者が活躍、参加する環境づくり
- 「東京2020参画プログラム」、「beyond2020プログラム」への認証の推進による機運醸成
- 東京2020大会のレガシー創出

全国障害者  
芸術・文化祭の開催

障害者芸術・文化祭の  
サテライト開催事業

# 障害者の芸術文化活動に関する予算（厚生労働省）

## 1. 障害者芸術文化活動普及支援事業

〔平成31年度予算案〕 231,500千円（平成30年度予算額 212,500千円）

〔事業内容等〕

「障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26～28年度実施)で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図る。平成29年度以降は、美術活動のみならず、演劇、音楽等の舞台芸術活動に対する支援体制の充実を図る。

- (1) 都道府県レベルにおける活動支援(県内の相談支援、人材育成等)
- (2) ブロックレベルにおける広域支援(実施県・未実施県の支援、ブロック研修等)
- (3) 全国レベルにおける支援(全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等)

〔実施主体〕 (1) 都道府県※ (2)(3) 社会福祉法人、NPO法人等

〔補助率〕 (1) 都道府県 1/2 (2)(3) 社会福祉法人等 定額(10/10相当)

※事業の全部または一部を団体への補助等により実施することも可能。

## 2. 全国障害者芸術・文化祭の開催

〔平成31年度予算案〕 70,500千円（平成30年度予算額 70,500千円）

〔事業内容等〕

### ① 全国障害者芸術・文化祭開催事業

文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助を行う。

※ 平成30年10月6日～11月25日 大分県で開催予定

### ② 開催県におけるコーディネーターの配置

開催県が主体となって、各地域でサテライト開催する障害者の芸術・文化祭と連携・連動した大会とするため、開催県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図る。

## 3. 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業

〔平成31年度予算案〕 地域生活支援促進事業（54億円）の内数

〔平成30年度予算額〕 地域生活支援促進事業（42億円）の内数

〔事業内容等〕

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、障害者芸術の全国における裾野の拡大や一般国民も交えた参加機会の拡充を図るため、平成30年度大分県で開催する全国芸術・文化祭と連動して、地方都市においてサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

〔実施主体〕 都道府県(全国障害者芸術・文化祭の開催県以外の都道府県)

〔補助率〕 1/2